

多文化家族とその子ども・若者への支援体制を整備

独立行政法人福祉医療機構（WAM）が行う社会福祉振興助成事業（WAM助成）は、これまでの助成プログラムに加え、令和元年度より新たに複数年（最長3年間）にわたり支援する「モデル事業」プログラムを導入しました。このプログラムでは、事業を通じ明らかとなった課題や、社会的に認知が進んでいない課題に対応することを目的に、新たな「モデル」となり得る活動に対して助成を行っています。

今号では、WAMのモデル事業プログラムを活用した認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわの取り組みを紹介します。

外国につながる子ども・若者の教育を支援

神奈川県横浜市にある認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ（理事長・武一美氏）は、外国につながる子どもたちの教育を支援し、共生社会を実現するという理念のもと、神奈川県教育委員会との協働事業をはじめ、県内の関係機関や多くのNPOと連携し、課題の解決に向けたネットワークを構築して多角的に事業を展開している。

平成7年にボランティア団体として立ち上げ、平成23年のNPO法人化を経て、令和元年に認定NPOの認可を受けている。

主な事業は、神奈川県教育委員会との協働事業で実施した「日本語を母語としない人たちのための高校進学ガイドライン」をはじめ、高校入試に関する情報を多言語（10言語）で翻訳したガイドブックの発行、外国につながる子どもたちの学習支援を行う「たぶんかフリースクールよこはま」を運営。そのほかにも、高校での人権や在留資格に関する研修、大学や国際交流団体での多文化共生に関する研修などの講師派遣を行っている。

同法人は、令和元年度～3年度にWAM助成のモデル事業として、「NPO版『多文化子ども・若者支援センター』モデル事業」を実施した。同事業は、外国につながる子どもや若者に対する生活・教育・福祉等の包括的支援を実施し、モデルとして全国に事業を広げることを目的に、①多文化子ども・若者支援センター事業、②多文化若者向けシェルター（自立型シェアハウス）、③広報啓発事業を実施した。

モデル事業を実施した経緯について、事務

WAMから ひと言

全国規模での外国につながる子どもの高校入試制度の調査や弁護士、通訳と協働で在留相談会を実施する等、多様なネットワーク先に対して役割をうまく分担することで、支援体制の基盤強化ができてきたと思われます。今後はシェルター等の施設も活用し、困りごとを抱える外国につながる若者との信頼関係を強化しながら、その後の自立をサポートしていくことを目標とされています。幅広いネットワークと豊富な実績を持って、これからも外国につながる子ども・若者の包括的支援が広がっていくことが期待されます。

局長の高橋清樹氏は次のように説明する。

「当法人は、平成7年から外国につながる子どもや若者の教育支援を実施してきましたが、さまざまな背景をもつ子ども・若者への支援は多様であり、さまざまな受け皿が必要であるとともに、支援のために他機関との重層的な連携が必要であることを感じてきました。とくに、多文化家族の子ども・若者への支援の仕組みは全国的にみても未整備であることから、関係機関との連携により、生活・教育・福祉等の包括的支援を行うことのできる多文化子ども・若者支援センター事業を実





「多文化子ども・若者支援センター」で実施する学習支援教室には、延べ990人の外国につながる子どもが利用した



コロナ禍の影響で失業や生活困窮に陥った若者への食料支援を行うため、法人事務所で食料の箱詰め作業を行う様子

居場所・学習支援・相談を基盤とした 包括的支援に取り組む

施すること、実施体制や支援ノウハウなどをモデル化し、全国に活動を広げていくことを目指しました」（以下、「」内は高橋事務局長の説明）。

「多文化子ども・若者支援センター」事業では、外国につながる子どもや若者の包括的な支援を行うため、居場所と相談機能をもつ日本語や教科学習の教室を実施した。生活・教育・福祉等に関する相談では専門機関と連携しながら、子ども・若者だけでなく、保護者からの相談にも対応する体制を整備した。事業の実施場所は、横浜市のJR桜木町駅の駅前にある商業施設のスペースを借り、学習支援教室「みらとび対面教室」を週3回開催した。さらに、新型コロナウイルス感染拡大

大の影響を踏まえ、オンラインでの「みらとびZOOM教室」（週1回）もあわせて実施した。

令和3年度の学習教室の利用実績は、年間108回の開催で延べ990人が利用した。学習支援の体制では、中国語を話せるスタッフを配置するほか、同法人のこれまでの活動でつながりをもった通訳ボランティアに協力してもらい、多言語での対応を行った。「外国人支援で電話相談を行っている支援機関があり

ますが、外国につながる親子がいきなり電話で深刻な相談をするときには高いハードルが

事業概要

助成額

令和元年度	512万4千円
令和2年度	950万円
令和3年度	854万円



WAM 助成 e-ラベル

令和元年度～令和3年度 WAM 助成モデル事業

認定NPO法人 多文化共生教育ネットワークかながわ NPO版「多文化子ども・若者支援センター」モデル事業

【事業概要】

外国につながる多文化家族の子どもや若者に対し、生活・教育・福祉等の包括的支援を関係機関との連携により、きめ細かく効果的に行うことのできる「多文化子ども・若者支援センター事業」を実施し、モデルとして全国に広げることが目的とする事業

【実施内容】

- ◆多文化子ども・若者支援センター事業
外国につながる子どもや若者の包括的な支援を行うため、居場所や学習支援教室、相談機能を有した「多文化子ども・若者支援センター」を開設

- ◆多文化若者向けシェルター（自立型シェアハウス）
家庭内の虐待や不和により、家を出ざるを得ない外国につながる若者の緊急支援や自立に向けた一時的な避難場所としてシェルターを開設し、対象者の支援を行う



◆広報啓発事業

事業の実践や成果を広く周知するため、フォーラムの開催やホームページ上で外国につながる若者の教育相談を含めた高校進学に関する多言語（10言語）での情報発信を行う

【成果】

- ◆3年目（令和3年度事業）の多文化子ども・若者支援センターで実施した学習支援教室は、対面（週3回）に加え、オンライン（週1回）で開催し、延べ990人の外国につながる子ども・若者が利用した

- 相談支援では、センターや法人事務所で205件の教育相談に対応したほか、目的別に高校の進学や進路に関する相談会をはじめ、小中学校の教員・支援者向けの高校進学説明会、在留相談会を開催。センターでの相談を含め、約1500人が参加した

- ◆令和3年3月に開設した多文化若者向けシェルターは、令和4年度から運用を開始した。また、コロナ禍の影響で失業や生活困窮に陥った若者に対する食料支援を多文化ユースプロジェクトとの協働事業で実施した

- ◆広報啓発事業では、ホームページに10言語での高校進学に関する情報発信を行い、利用者は約1400人、閲覧回数は6万回を超え、広く情報を届けることができた

- オンラインで開催したフォーラム（全3回）には、支援者や教育関係者など延べ293人が参加し、支援ネットワークが拡大することにつながった



あります。とくに親は、来日して在留資格の問題などで不利な立ち位置にいることが多く、非常に警戒心が強くなっています。そのため、まずは居場所として安心できる場所、人とながめる場所をつくり、信頼関係を構築する仕組みが必要となります。また、学習支援の利用者は、高校の受験生と高校生が半々くらいですが、高校に進学できても中途退学率が日本人と比べて高いため、高校進学後も関わりながら、社会参加までつなげて『グロ



「バブル人材」を育てていくことも重要な要素だと考えています」。

目的別の相談会や食料支援を実施

相談対応では、学習支援教室のなかで随時対応するほか、法人事務所でも教育相談（週3回）を行い、令和3年度は205件の相談に対応した。相談内容では、高校進学や転編入、高校進学後の進路・進学、学校選択、在留資格に関する相談が多く、在留資格の相談では弁護士会との連携により個別対応を行った。

そのほかにも、目的別の相談会として、「高校進学相談会」（オンライン2回を含め5回）、「高校生向け進路相談会」（2回）、小中学校教員・支援者向けの高校進学説明会（オンライン3回）、在留相談会（1回）を開催した。在留相談会では、相談者1組に対し、通訳、弁護士、法人スタッフがチームで対応した。家族滞在で高校卒業後の就労に関する在留資格の変更についての相談が多くなっていると



県内の夜間中学校と川崎市国際交流センターで開催した高校進学相談会の様子



在留相談会は、在留資格の変更などの相談に対し、弁護士、通訳、法人スタッフがチームとなり対応した

いう。

生活支援としては、コロナ禍の影響で失業したり、生活困窮に陥った若者への食料支援を「多文化ユースプロジェクト」との協働事業で実施した。

「多文化ユースプロジェクト」は、これまで同法人から支援を受け、大学生や社会人になった外国につながる若者が、支援者側に回るために自発的に立ち上げたプロジェクトであり、食料支援ではフードバンク団体と連携しながら、生活困窮に陥った若者に対し、49件の食料支援を実施している。

自立に向けた避難場所としてシェルターを開設

さらに、モデル事業では家庭内の虐待や家族間の不和などにより、家を出ざるを得ない外国につながる若者の緊急避難や自立に向けた一時的な避難場所として多文化若者向けシェルターを開設し、対象者の支援を行った。

当初の計画では令和2年度からシェルターの運用を開始する予定であったが、開設場所の選定が難航したことや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実質的な運用は令和4年度から開始している。「シェルターは、連携する弁護士会

が所有する横浜市にある古民家を改築して整備することができました。居住環境としては、居室4室とキッチン・リビングなどの共有スペースを設けています。建物の半分は弁護士会の事務所ということもあり、当法人のスタッフを含め、日常的に見守りができる環境となっています。シェルターは保護のイメージがありますが、支援を受けながら一定期間の生活をしたいとは、自立した生活をしてもらうためのステップハウスという位置づけで考えています」。

現在は、家庭で虐待を受けた南米ルーツの女子学生が利用しており、同法人・弁護士会・学校の3者が関わり、家族間の関係修復を図りながら、自立に向けた支援を行っている。シェルターの利用に関する相談や問い合わせは多く、高い支援ニーズがあるという。

ホームページとフォーラムを通じて広く情報を発信

広報啓発事業では、ホームページ上に外国につながる若者の教育相談や高校入試に特化した多言語（10言語）の情報を提供する特設ページを開設した。令和3年5月開設からの利用者数は約1万4000人、閲覧回数は6万回を超え、必要な情報を広く発信することが可能となっている。

さらに、事業の実践や成果を広く周知するため、フォーラム（オンライン開催）を3回開催した。フォーラムでは、①外国につながる子どもたちの教育保障、②外国人生徒や入試に関する調査結果や課題の報告、③教育相談・



包括的支援を行うセンターの事業化を目指す

モデル事業の成果として、外国につ

在留相談の報告や日本の入管制度に関する状況や課題などをテーマに情報発信を行った。高校入試に関する調査では、都道府県立高校における特別措置や特別入学枠の有無や枠数などについて、地域別の設置状況を一覧表にまとめている。

調査にあたっては、全国各地で外国につながる子どもの支援を行っている約60の団体や個人が、各都道府県の教育委員会に調査協力を依頼することにより、支援者目線のきめ細やかなデータの集計・分析を行うとともに、教育委員会とのパイプをつくることも目的とした。フォーラムでは、調査結果や各地域の課題を共有し、今後どのような取り組みを考えていくことが教育環境の改善につながるのか、参加者同士で意見交換を行い、全国の支援団体とのネットワークを構築することができたという。



令和3年3月に開設したシェアハウス（自立型シェアハウス）は、古民家を改修して個室4室と共用スペースを設置した

互いに情報交換できる仕組みづくりを要望

認定 NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわ
事務局長 高橋 清樹氏



当法人は、単年度のWAM助成を活用した経験もありますが、今回は3年間のモデル事業として実施しました。これによりNPOとしての力を高める効果があったと考えます。3年間あることで、基盤が安定するとともに、その期間に財政基盤の見直しができることは大きかったと思います。モデル事業を通じてネット

ワークが拡大したことに伴い、委託事業や寄付金、講師業務などが増え、自立して事業を運営することができています。

WAM助成への要望としては、助成を受けた団体同士がつながり、互いに情報交換ができる仕組みをつくることで、支援団体のネットワークや支援の幅も広がるといいます。その仲介をWAMが担うことで、スムーズに連携を進めることができるのではないかと考えています。

◆団体概要

〒247-0007 神奈川県横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1
地球市民かながわプラザ NPO のための事務室内
TEL: 045-896-0015
FAX: 045-896-0015
URL: <https://me-net.or.jp>
設立: 平成7年4月
理事長: 武 一美

行政から外国につながる子ども・若者の包括的支援を行うセンターの運営依頼に対し、いつでも実施できる体制が整えられたことは大きな成果となりました。いずれは、行政から委託を受け、センターとして運営していくというモデルが全国に広がっていくことが望ましいと考えています。

モデル事業の波及効果として、神奈川県教育委員会から、外国につながる若者の高校進

な子ども・若者の包括的支援を行う仕組みづくりとともに、行政や支援機関との連携・協力体制を構築しながら、必要な情報を広く発信することができた。

『多文化子ども・若者支援センター事業』を実施し、支援体制の整備や支援ノウハウを蓄積したこと、行政から外国につながる子ども・若者の包括的支援を行うセンターの運営依頼に対し、い

行政や関係機関とのネットワークを構築し、外国につながる子ども・若者の包括的支援を実施する同法人の取り組みが全国に広がることが期待される。

学後の中退を防止するとともに、将来的に日本で活躍できる人材を育成することを目的に、高校生向けの日本語学習教室の運営を委託されている。現在は川崎市で運営を開始し、今後は県内3カ所に増やしていく予定だという。



社会福祉振興助成事業に関するお問い合わせ

●NPO リソースセンター

NPO 支援課（助成事業の相談・募集、NPO の融資相談等）

TEL: 03-3438-4756 FAX: 03-3438-0218 (共通)

NPO 振興課（助成事業の広報、事業評価等）

TEL: 03-3438-9942 FAX: 03-3438-0218 (共通)

NPO等の民間福祉活動への応援よろしくお願いします！

当機構では寄付金を募集しています



お問合せ先: 03-3438-0211 (総務部総務課)

